

## 会 議 録

1 会議名

令和元年度 第2回上越市環境政策審議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 上越市一般廃棄物処理基本計画の改定について（公開）

(2) 市からの諮問について（公開）

(3) その他（公開）

3 開催日時

令和元年10月30日（水）午後2時から午後3時45分まで

4 開催場所

上越保健センター 集団指導室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

委員：濱 祐子、山縣 耕太郎、山本 敬一、葉葺 久尚、佐藤 広、  
高橋 明彦、小池 作之、熊田 和子、高橋 裕、岩崎 洋一、吉田 実、  
上原 みゆき、石川 總一、井部 辰男、鳴海 榮子、青木 ユキ子

事務局：影山自治・市民環境部長

生活環境課：瀧本課長、平野副課長、久野副課長、山本副課長、  
佐々木衛生環境係長、佐藤リサイクル推進係長、  
藤井主任、田中主任

環境保全課：布施課長、井守副課長

生活排水対策課：古澤課長、細谷推進係長

## 8 発言の内容

(事務局)

ただ今から、令和元年度第2回上越市環境政策審議会の会議を開催する。  
はじめに、影山自治・市民環境部長が挨拶申し上げます。

(影山自治・市民生活部長)

挨拶

(事務局)

本日の出席状況について報告させていただく。委員20名のうち、16名の出席である。上越市環境政策審議会規則第3条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があるため、本会議が成立していることを報告する。

(事務局)

本日の会議資料の確認をお願いします。

(事務局)

続いて、諮問書の手交に移る。本計画は、上越市環境政策審議会条例第2条第1項(3)の「廃棄物の減量等に関する事項」に該当するため、市から当環境政策審議会に対して諮問を行う。

※影山自治・市民環境部長が諮問内容を読み上げ、山縣会長に諮問書を手交

(事務局)

ここで、山縣会長から挨拶をお願いします。

(山縣会長)

本日は、ただいまの諮問を受け、上越市一般廃棄物処理基本計画の改定について審議いただくことになる。

廃棄物、排水に関わる問題は一般市民生活に密接に関わる問題であり、海洋プラスチックごみなどのグローバルな環境問題、昨今頻発している災害との関わりもある。

常日頃、あるいはいざというときに十分な対応ができるようこの基本計画について十分に吟味しておく必要がある。委員の皆様からは忌憚のない意見をいただきたい。

(事務局)

影山部長は、次の事務のためここで退席させていただく。

これより議事に移るが、議長は上越市環境政策審議会規則第3条第1項の規定により、山縣会長をお願いします。

## 議題

### (1) 上越市一般廃棄物処理基本計画の改定について

(山縣会長)

上越市一般廃棄物処理基本計画の改定について事務局から説明をお願いします。

(瀧本課長)

上越市一般廃棄物処理基本計画（改定版）は、第1部「計画の概要」、第2部「ごみ処理基本計画」、第3部「生活排水処理基本計画」、第4部「災害廃棄物処理計画」の4部構成となっている。計画案のボリュームが大きく、説明が長くなるが了承いただきたい。

資料1については計画内容の概要を、資料2については見直ししたものや重要な箇所を中心に説明させていただく。

(瀧本課長)

上越市一般廃棄物処理基本計画（案）の概要について、資料1の1ページに基づき説明

第1部「計画の概要」について、資料2の1ページから10ページに基づき説明

第2部「ごみ処理基本計画」について、資料1の2ページ及び資料2の11ページから49ページに基づき説明

(山縣会長)

ただいま説明いただいた「計画の概要」と第2部「ごみ処理基本計画」について質問、意見があればお願いします。

(山本委員)

資料1の2ページ1) 一人当たりのごみ排出量の目標は、国に準じた場合の設定と考えてよいか。

(瀧本課長)

そのとおりである。

(山本委員)

腑に落ちないのは、平成30年度における最終処分量が基準年に対して71パーセント減という実績があるにも関わらず、1人1日当たりのごみの排出量がそれほど減少していないことである。

(瀧本課長)

最終処分量については、これまで埋め立て処分していた燃やせないごみの破碎残さを旧第2クリーンセンターで先行して焼却を行い、平成29年10月から事業系と家庭系の破碎残さを全量クリーンセンターでの焼却としたため、最終処分量が減少したものである。

(山本委員)

今年度の排出量の見込みは資料のとおりかと思うが、実際には減少してきているということか。

(瀧本課長)

1) の表については、平成 26 年度に策定した、平成 27 年度からの計画期間としている現行の基本計画の数字である。この表にある令和 6 年度の数値目標は平成 26 年度当時に設定したものである。

(山本委員)

1 人 1 日あたりの排出量との関係が一致していない。865 グラムまで減らすということは相当の量である。

(瀧本課長)

ごみの総排出量は、生活系、事業系含めて出る量となるため、最終処分量としてはかなり減る。

平成 29 年 10 月時点で最終処分量は大幅に減少し、出るごみの総量も減少傾向にあるが、ギャップはあるかと思う。

(山本委員)

今までの 5 年間で変わらない個人のごみの排出量を、この後の 5 年間でこれだけ大幅に減らすという目標は苦しいのではないか。特別な手法を持たない限り、市民の協力は生まれてこないと思う。その辺りはいかがお考えか。

(瀧本課長)

目標値については、前期の 5 年間の取組による減少量に対し、確かに高いハードルであると考えている。ただ、市としては国の目標値が掲げられているので、そこに向かって取り組んでいくという目標で設定させていただいた。今後 5 年間の推計でいけば、もう少しハードルの低い数字になるのかとは思いますが、現実的に達成できる数字を目標としてよいのかという所があり、今回の目標とした。

(山本委員)

国が出したものを、市が取り組んでいくアドバルーンとして受け止めるということで理解する。

(葉茸委員)

今の山本委員の発言に関連するが、平成 30 年度の 1 人 1 日あたりのごみ排出量 946 グラムに対して 80 グラム程、約 1 割も減らすという目標は非常に厳しいと思う。その中で、先ほど様々な施策の説明があり、食品ロス、廃プラスチック対策、ノーレジ袋というような話もあったが、重点的に取り組むこと、取組みによりこのような状況になるであろうというような目途や見込みはあるのか。

もう 1 点はごみ質について。生ごみ、プラスチック、その他の可燃物など、それぞれがどの位の割合を占めているのか把握されているかと思うが、割合の少ないものの排出量を減らすよりも、大量に出ているもの、おそらくプラスチックが多いと思うが、そういったものを特に削減していくというような、ごみ質を把握した上での施策を考えているのか。

(瀧本課長)

重点取組について、上越市では事業系のごみがなかなか減っていない、逆に微増という状況があるため、事業系ごみの対策を重点的に行っていく。具体的な内容はこれからになるが、商工会議所と連携して取組みを行っていくと考えており、事前に協力依頼はしている。

また、食品ロス対策も新しい取組みとして出てきているが、当市では生ごみの分別収集をしているため、おそらく他の分別していない市町村に比べるとかなり少ないのではないかと考えている。ただ、実際にどの位の食品ロスがあるのか、実態の把握はできていない。今後、国の方でも調査方法等を研究し、示していくとの話が出ているので、それらを踏まえながら当市としてできることを行っていきたい。

また、一番には、これまでも取り組んできたが、そもそもごみを出さないようにすることが大事である。市民の皆さんから 3R を実践、行動していただくため、当市としてできることを継続するとともに、関係団体、町内会等と協力しながら取組みを進めていきたい。

(葉茸委員)

今ほど事業系ごみが多いという話があったが、特に多いのは紙ごみか。例えば新潟市など事業系の紙ごみを一切受け付けないというような対応をとっているところもある。多少は紙ごみも入ってくるが、新潟市はそれとかなり事業系ごみが減っているようである。この分の受け入れ先を作らなければならないが、こういった取組みも一つの参考としていただければと思う。

(瀧本課長)

事業系ごみについて、可燃、不燃の数量的な把握はしているが、組成、ごみ質といった細かい分析はできていないところである。ただ、ごみが搬入されるとき抽出検査で、ペットボトルや缶、資源化できる紙類、金属類が入っていることもある。収集運搬業者に周知し、事業者へ分別徹底を呼びかけてもらうことなどはこれまでも行ってきているところであるが、当市としても、具体的な内容の検討はこれからになるが、事業者に対し直接的な働きかけを行い、事業系ごみを減らしていきたいと考えている。

(岩崎委員)

高い目標をどうクリアしていくかという点に関して、資料 2 の 43 ページ、

44 ページに施策がたくさん掲載されているが、文章だとフォローや検証ができない。

施策というのは何をどうするのかという具体的な事柄と、様々な取組みを何パーセント、何パーセントと組み合わせた数字が、最終的に全体で何パーセント削減というようにつながってくると思う。

自分は理解していても周囲が理解していないということがあるので、課題の共有が必要であると考えます。施策は、ぜひロードマップにさせていただき、月1回、週1回のフォロー会などでお互いに実施した内容の報告や反省をし、着実に結果を出していくような体制にさせていただきたい。

もう一点は、資料2の28ページに全国の自治体のごみ量が掲載されているが、ベンチマーキングとして、排出量の少ない市はどんな取組みをしているのか確認してはいかがか。前提として、この表の人口とごみの総量は正の相関だとしている。ごみの定義が同じだとすると、富士市など上位の市は他と何か違う努力をしているのではないか。

以上2点を日常の業務に組み入れていただきたい。

(瀧本課長)

資料2の43ページ、44ページについて、毎年度、当市の環境基本計画に基づき、個別の事業の目標値を設定し、環境政策審議会にも報告させていただいているところである。PDCAでチェックをしながら目標達成に向けて取組みを進めていきたい。

また、ごみの排出量の少ない都市についてはアンケートやヒアリングなどを行い、上越市でも参考になる取組みがあれば実施に向け検討していきたい。

(青木委員)

家庭系ごみの資源化率について達成できない見込みとあるが、燃やせるごみの中にプラスチックごみを入れてもいいという分別区分になり、プラスチック製容器包装として今まで資源ごみに出していたものまで、面倒で可燃ごみに入れていることも要因ではないか。そのことで燃やせるごみの量は増えているのか。

また、スーパーの店頭等で、牛乳パックなどの資源系のごみを回収しているが、これは当市の資源化率には含まれていないと考えている。一般市民、とりわけ主婦は、どちらかというと市の集積所に出すよりもスーパーに持っていくことが多いと思うが、資源化率との関連はあるのか。

(瀧本課長)

これまで燃やせないごみとして出していたプラスチックごみについて、当初、分別変更後は不燃ごみが3割程度減ると見込んでいたが、実際には

15 パーセントほどの減であり、想定よりも不燃ごみから可燃ごみに動いていないとみている。

プラスチックごみを可燃ごみとして本当に出していいのかという問い合わせもあるし、プラスチック製容器包装を可燃ごみで出してしまっている場合もあるかと思う。

不燃ごみが 15 パーセント減った分、そのまま可燃ごみが増えているかというところではない。

スーパー等の店頭回収については利用している方が多いのは承知しているが、実態の把握、特に回収実績を非公表としている店舗の把握はこれまでしていない。資源化率低下への影響はあると考えているため、これから店舗に協力をいただきながら実態の把握に努めていきたい。

プラスチックごみの分別区分の変更について、担当から補足説明する。

(佐藤係長)

資料 2 の 22 ページ下のグラフで、燃やせるごみが平成 29 年度は 21,299 t、30 年度は 22,538 t となって増えている。これは 29 年度まで不燃ごみとして排出されていたプラスチックごみの量が可燃ごみに移行したものと考えている。

次に不燃ごみの量は平成 29 年度で 3,733 t、30 年度で 3,092 t となり、プラスチックごみが可燃ごみへ移行したことにより減っているものと考えている。

(青木委員)

可燃ごみで出せるようになったプラスチックごみというのは、例えばポリバケツだとか、容器包装ではないものである。そこに便乗して、可燃ごみにプラスチック製容器包装を入れているケースがあると思う。今までであれば、可燃ごみの袋の中にプラスチックのものが入っていれば、町内などでチェックが入っていたと思うが、区分変更によりチェックが甘くなり、本来ならば資源化できるものを可燃ごみに入れてしまうということがあり得る。そういったことに対する環境教育、情報発信などを細かくやっていかないとけないと思う。

(瀧本課長)

今年度も広報などで何度か周知したところではあるが、引き続き様々な機会をとらえて市民のみなさんに伝えていきたい。

(山縣会長)

分別区分の変更後、サンプリング調査等で検証は行っているのか。

(瀧本課長)

サンプリング調査までは行っていない。量のみの把握である。

(吉田委員)

春日区の地域協議会でも審議している空き家問題について、地域協議会では安全・安心の方面で問題にしているが、廃棄物としての観点からどのように考えているか。使える家はリフォームできるが、老朽化し、危険な空き家の解体処分はこれから増えていくと思う。

2点目、食品ロスの問題に関して、長岡や新潟でフードバンクという取り組みをしている。上越市でもそういった取り組みは芽生えているのか

もう一点、最終処分場の整備について、令和6年度の目標では整備の着手となっているが、これまでの経緯の概略をお聞きしたい。

(瀧本課長)

空き家に関しては、基本的には建設業者による解体となるため産業廃棄物となる。ただし、家具などはクリーンセンターで受け入れて焼却処分することもできる。

フードバンクについては、現在のところ、市内でNPOなど活動している団体の把握はしていない。南本町などで、子ども食堂で食事の提供をしていると聞いている。そういった取組が食品ロスをなくす手法の一つとして考えられる。市だけでなく各種団体と情報交換する中で、できる取組を考えていきたい。

最終処分場の整備については、基本的に新潟県の公共関与の中で、広域の最終処分場を整備するということで進められてきた。当初は茶屋ヶ原、次に宮野尾を候補地として出していたが、地元との協議等が進まず、昨年度、宮野尾については断念した。

あらためて、新潟県の方で、上越地域での候補地を検討する検討委員会が今年度と来年度の2か年で始まっている。1回目は6月に開催され、年内にもう1回開催される予定である。

候補地の選定にあたっては様々な情報を出し、透明性を確保しながら検討を進めていくことになっており、本市としてはその取組みに協力していきたいと考えている。

(山縣会長)

最後にまた全体を通して質問を受け付ける。続いて、第3部「生活排水処理基本計画」について事務局から説明をお願いします。

(瀧本課長)

第3部「生活排水処理基本計画」について、資料1の3ページ及び資料2の51ページから66ページに基づき説明

<質問等なし>

(瀧本課長)

第4部「災害廃棄物処理計画」について、資料1の4ページ及び資料2の67ページから130ページに基づき説明

(吉田委員)

P107の一次仮置場について、当市は広大な面積を有しており、例えば、山間部に仮置場を確保し、運搬するとなると効率が悪いので、それぞれ拠点となる箇所に一次仮置場を設置することがよいのではないかと。

平成7年の三条市の水害で、三条競馬場が仮置場になったと記憶している。その仮置場から、悪臭などが発生し、大変であったという話を聞いたことがある。周辺環境への配慮もしたうえで、場所を選定するべきではないかと。

(瀧本課長)

資料にもあるとおり、仮置場について、規模などにより分類することとしている。二次仮置場は、一次仮置場よりも規模が大きいものと考えている。最近のテレビでも放送されているが、自然発生的に片づけごみが発生していることを防ぐために、発災後、仮置場を速やかに決めて、搬入経路なども考慮するとともに、ごみを分別したうえで仮置きできるように考えていきたい。

また、臭いやホコリなどにも配慮し、災害規模やごみの発生量など様々なことを考慮し、仮置場の候補地を予め準備するという計画となっており、設置後は、いち早く市民の皆様にお知らせし、路上などにごみが溢れないようにすることが、一番大事であると考えている。そのことから、平成26年度に改定した現計画よりもさらに細かな項目を明記し、平時からの備えができるように本改定を行うものである。

先日の台風19号による当市の被害は、一部地域において床下浸水が発生したが、仮置場の設置まで至るものではなく、通常のごみ置場への片づけごみの搬出となった。いつどんな災害が発生するかがわからない状態であるので、仮置場の選定など平時からの備えをきちんと行っていきたい。

(石川委員)

先ほどの第3部の「生活排水処理基本計画」のことに関連したことになるが、青田川沿線の食品工場から豆の煮汁が直接川に流れ出ているようだ。浄化槽などの処理が追いつかず、流れ出し、川を汚し何らかの影響がでているのではないかと。市や関係機関などから、指導していただきたい。

(瀧本課長)

後ほど所管課となる環境保全課に、具体的な場所や状況等を教えていただきたい。

(山縣会長)

全ての説明をいただいたが、全体とおして質問等がある方は、ご発言いた

だきたい。

(葉葺委員)

資料2のP64基本施策の3-1「生活排水処理施設の情報提供・周知」であるが、基本方針1「生活排水処理施設の整備推進」いわゆる施設整備に関することを言っていると思うが、水環境の維持においては施設の維持管理についても重要であるため維持管理に関することも加えたらよいのではないか。

(古澤課長)

施設の維持管理の徹底については、広報上越などでお知らせしているところである。今年から広報上越で下水道等に関係した特集も取り上げ、毎年お知らせしていきたいと考えているが、維持管理の面も考慮していきたいと思う。

(井部副会長)

第4部「災害廃棄物処理計画」のところで、対象とする災害廃棄物、対象とする廃棄物とあるが、この度の、台風19号で発生した、風などによる稲わらの堆積については、可燃物となるのかそれとも対象外であるのか教えてほしい。

(瀧本課長)

今回の台風に関する堆積した稲わらについては、当市の農林水産部から話がきており、災害ごみなので減免し、可燃物として、クリーンセンターで焼却できるようになっている。

(山縣会長)

ご発言できなかった場合は、資料として配布している「意見等提出シート」に記入の上、11月11日(月)までに事務局に送付いただきたい。

(葉葺委員)

情報提供となるが、今年初めて、県内6か所で「河川パトロール」を実施する。秋の不法投棄物の回収と、川のごみを減らして、海洋ごみを減らそうというのが目的である。11月1日に青田川の一部において、「青田川を愛する会」と「上越市」の協力を得て、実施する予定としている。

(山縣会長)

以上で議事を終了する。会の進行についてご協力いただき感謝する。これにて議長をおりさせていただく。

(事務局)

次回開催は11月28日(木)午前10時から、こちらの会場で予定している。開催の通知は後日郵送するのでよろしくお願ひしたい。

以上で令和元年度第2回環境政策審議会の会議を終了する。

## 9 問い合わせ先

自治・市民環境部 生活環境課 衛生環境係 TEL：025-526-5111

E-mail：[seikatsu@city.joetsu.lg.jp](mailto:seikatsu@city.joetsu.lg.jp)

## 10 その他

市役所木田庁舎、南出張所、北出張所及び各区総合事務所に備え付けてある  
会議資料もあわせてご覧ください。